

社会福祉法人の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 1 月29日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第 2 号

社会福祉法人の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

社会福祉法人の助成に関する条例施行規則（昭和41年佐賀県規則第39号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>( 助成の決定 )</p> <p>第 5 条 知事は、生活福祉資金貸付事業（不動産担保型生活資金及び要保護世帯向け不動産担保型生活資金を除く。）に対して助成の決定をするに際しては、前条のほか、次に掲げる条件を付するものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 貸付金の貸付けを受けた者が定められた期限までに償還金を支払わなかったときは、当該期限の翌日から支払の日までの期間の日数に応じ当該延滞元金の額に年<u>10.75パーセント</u>の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞利子を徴収すること。ただし、当該期限までに支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでないこと。</p> <p>(6)・(7) 略</p> <p>2 知事は、生活福祉資金貸付事業( 不動産担保型生活資金に限る。) に対して助成の決定をするに際しては、前条並びに前項第 6 号及び第 7 号に定めるもののほか、次に掲げる条件を付するものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 貸付けを受けた者が定められた期限までに償還金を支払わ</p>	<p>( 助成の決定 )</p> <p>第 5 条 知事は、生活福祉資金貸付事業（不動産担保型生活資金及び要保護世帯向け不動産担保型生活資金を除く。）に対して助成の決定をするに際しては、前条のほか、次に掲げる条件を付するものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 貸付金の貸付けを受けた者が定められた期限までに償還金を支払わなかったときは、当該期限の翌日から支払の日までの期間の日数に応じ当該延滞元金の額に年<u>5パーセント</u>の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞利子を徴収すること。ただし、当該期限までに支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでないこと。</p> <p>(6)・(7) 略</p> <p>2 知事は、生活福祉資金貸付事業( 不動産担保型生活資金に限る。) に対して助成の決定をするに際しては、前条並びに前項第 6 号及び第 7 号に定めるもののほか、次に掲げる条件を付するものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 貸付けを受けた者が定められた期限までに償還金を支払わ</p>

改正前	改正後		
<p>なかったときは、当該期限の翌日から支払の日までの期間の日数に応じ当該延滞元金の額に年<u>10.75パーセント</u>の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞利子を徴収すること。ただし、当該期限までに支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるとき又は当該償還金の支払のために行う居住用不動産の換価に日時を要すると認められるときは、この限りでないこと。</p> <p>3 略</p> <p>別表第1（第5条関係）</p> <table border="1" data-bbox="235 635 1106 683"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>備考 災害を受けたことにより、総合支援資金又は福祉資金を貸し付ける場合は、当該災害の状況に応じ、据置期間を2年以内とすることができる。</p>	略	<p>なかったときは、当該期限の翌日から支払の日までの期間の日数に応じ当該延滞元金の額に年<u>5パーセント</u>の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞利子を徴収すること。ただし、当該期限までに支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるとき又は当該償還金の支払のために行う居住用不動産の換価に日時を要すると認められるときは、この限りでないこと。</p> <p>3 略</p> <p>別表第1（第5条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1162 635 2033 683"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>備考 <u>1</u> 災害を受けたことにより、総合支援資金又は福祉資金を貸し付ける場合は、当該災害の状況に応じ、据置期間を2年以内とすることができる。</p> <p><u>2</u> <u>教育支援資金（教育支援費に限る。）を貸し付ける場合において、社会福祉協議会が特に必要と認めるときは、当該資金の貸付限度額を1.5倍の額とすることができる。</u></p>	略
略			
略			

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年2月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の前日に借入れの申込みがなされた教育支援資金の教育支援費に係る貸付限度額については、なお従前の例による。